

愛媛県住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する制度要綱

目次

第1章 総則（第1条～第2条）

- 第1条 趣旨
- 第2条 用語の定義

第2章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業（第3条～第15条）

- 第3条 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請書等の審査等
- 第4条 登録申請書の添付書類
- 第5条 登録申請書の審査
- 第6条 登録の実施
- 第7条 登録の通知
- 第8条 登録の申請が基準に適合しないと認める旨の通知
- 第9条 市町の長への通知
- 第10条 登録の拒否の通知
- 第11条 廃止の届出
- 第12条 申請等の取下げ
- 第13条 報告の徴収
- 第14条 指示
- 第15条 登録の取消し

第3章 住宅確保要配慮者居住支援法人（第16条～第28条）

- 第16条 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定申請書等の審査等
- 第17条 指定の申請
- 第18条 指定申請書の審査
- 第19条 指定の通知
- 第20条 指定の申請が基準に適合しないと認める旨の通知
- 第21条 変更の届出
- 第22条 家賃債務保証業務の委託
- 第23条 債務保証業務規程の認可
- 第24条 事業計画等の認可
- 第25条 指定支援法人の指定辞退
- 第26条 申請等の取下げ
- 第27条 指定の取消し
- 第28条 市町への意見聴取

第4章 雜則（第29条～第30条）

- 第29条 身分証明書
- 第30条 補則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）の施行については、法、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成29年国土交通省令第63号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱の用語の意義は、法、省令の定めるところによる。

第2章 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等

(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請書等の審査等)

第3条 法、省令及びこの要綱により知事に提出される住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録等に係る申請書、届出書、報告書その他の書類（以下「登録申請書等」という。）の提出先は、地方局建設部建築指導課とする。但し、四国中央土木事務所管内においては四国中央土木事務所用地管理課、八幡浜土木事務所管内においては八幡浜土木事務所管理課とし、正本1通及び副本1通を提出するものとする。但し、省令第7条に定める住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録申請及び同第17条に定める登録事業等変更届出に係る書類等はセーフティネット住宅情報提供システム上で電子データにより提出することができるものとする。

- 2 地方局建設部建築指導課、四国中央土木事務所用地管理課及び八幡浜土木事務所管理課において登録申請書等を受理し、土木部道路都市局建築住宅課に進達するものとする。
- 3 登録申請書等に係る内容審査、指導、助言若しくは指示は、土木部道路都市局建築住宅課において行う。

(登録申請書の添付書類)

第4条 省令第10条第12号に規定する知事が必要と認める書類は、登録申請者、建物の所有者、転貸人及び法定代理人（以下「登録申請者等」という。）の住民票（法人の場合は、役員全員の住民票）とする。但し、登録申請者等が宅地建物取引業者、住宅宿泊管理業者又は登録賃貸住宅管理業者のいずれかに該当する場合は、住民票の添付を省略することができる。

- 2 知事は、必要に応じて前項以外の書類の添付を求めることができる。

(登録申請書の審査)

第5条 知事は、法第8条の登録の申請があったときは、次の事項を審査、確認する。

- (1) 前条の規定により提出された書類（以下「提出書類」という。）に形式上の不備がないこと
- (2) 提出書類に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
- (3) 提出書類に記載された内容が法第10条第1項に規定する登録の基準に適合していること
- (4) 提出書類に記載された内容に虚偽がないこと

(登録の実施)

第6条 法第10条第2項に規定する登録簿は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業登録簿（様式第1号）によるものとする。

(登録の通知)

第7条 知事は、法第10条第3項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録をしたときの通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る登録通知書（様式第2号）により行うものとする。

(登録の申請が基準に適合しないと認める旨の通知)

第8条 知事は、法第8条の登録の申請が、当該申請書の記載によっては法第10条第1項各号に掲げる基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定により、速やかにその旨及びその理由を記載した通知書（様式第3号）により当該申請をした者に交付し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めなければならない。

2 法第10条第4項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の申請が法第10条第1項に掲げる基準に適合しないと認めるときの通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の申請が基準に適合しないと認める旨の通知書（様式第4号）により行うものとする。

(市町の長への通知)

第9条 法第10条第5項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録をした旨の市町の長への通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を行った旨の通知書（様式第5号）により行うものとする。

2 法第12条第4項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の変更の登録をしたときの市町の長への通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の変更登録を行った旨の通知書（様式第6号）により行うものとする。

3 法第15条第2項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を抹消したときの市町の長への通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の抹消を行った旨の通知書（様式第7号）により行うものとする。

(登録の拒否の通知)

第10条 法第11条第2項の住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を拒否したときの通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を拒否した旨の通知書（様式第8号）により行うものとする。

(廃止の届出)

第11条 法第14条第1項に規定する廃止の届出は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業に係る廃止の届出書（様式第9号）に、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅に係る登録通知書（様式第2号）を添えて行わなければならない。

(申請等の取下げ)

第12条 法第9条第1項に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録の申請又は法第12条第1項に規定する登録事項等の変更の届出を行った者は、当該申請等に係る通知書の交付を受ける前に当該申請等を取下げる場合は、申請等取下届出書（様式第

10号）により知事に届け出なければならない。

（報告の徴収）

第13条 法第22条に規定する報告は、登録住宅の管理に関する報告書（様式第11号）により行うものとする。

（指示）

第14条 法第22条の報告により登録事項等が事実と異なることを確認したときは、知事は、法第23条第1項に基づき、当該事項の訂正を申請すべきことの指示書（様式第12号）により指示を行うものとする。

- 2 法第22条の報告により、登録事業が法第10条第1項各号に掲げる基準に適合しないことを確認したときは、知事は、法第23条第2項に基づき、当該基準に適合させるために必要な措置をとるべきことの指示書（様式第13号）により指示を行うものとする。
- 3 第22条の報告により、登録事業が法第16条及び第17条の規定に違反したことを確認したときは、知事は、法第23条第3項に基づき、違反事項のは正の指示書（様式第14号）により指示を行うものとする。

（登録の取消し）

第15条 前条の指示書に記載する期限までに、登録事業者等から必要な訂正若しくは是正措置を行った旨の報告が無いとき又は登録事業者等が当該指示に従わないときは、知事は、法第24条第2項第2号の規定により登録事業の取消しを行うものとする。

- 2 法第24条第3項の登録の取消しの通知は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録の取消しをした旨の通知書（様式第15号）により行うものとする。

第3章 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等

（住宅確保要配慮者居住支援法人の指定申請書等の審査等）

第16条 この要綱により知事に提出される住宅確保要配慮者居住支援法人の指定申請等に係る申請書、届出書、報告書その他の書類（以下「指定申請書等」という。）の提出先は、土木部道路都市局建築住宅課とし、正本1通及び副本1通を提出するものとする。

- 2 指定申請書等に係る内容審査、指導、助言若しくは指示又は立入検査は、土木部道路都市局建築住宅課において行う。

（指定の申請）

第17条 法第40条に規定する指定の申請は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書（様式第16号）により行わなければならない。

- 2 省令第27条第2項第7号に規定する知事が必要と認める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - (1) 個人情報保護に関する規程その他これに準ずるもの
 - (2) 支援法人指定に関する誓約書（様式第17号）
 - (3) 役員の住民票
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類
- 3 知事は、必要に応じて前項以外の書類の添付を求めることができる。

(指定申請書の審査)

- 第18条 知事は、法第40条の指定の申請があったときは、次の事項を審査、確認する。
- (1) 前条の規定により提出された書類（以下「提出書類」という。）に形式上の不備がないこと
 - (2) 提出書類に記載すべき事項の記載が不十分でないこと
 - (3) 提出書類に記載された内容が同条各号に掲げる基準に適合していること
 - (4) 提出書類に記載された内容に虚偽がないこと

(指定の通知)

- 第19条 法第40条の住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をしたときの通知は、住宅確保要配慮者居住支援法人に係る指定通知書（様式第18号）により行うものとする。

(指定の申請が基準に適合しないと認める旨の通知)

- 第20条 知事は、法第40条の指定の申請が、当該申請書の記載によっては同条各号に掲げる基準に適合するかどうかを決定することができない正当な理由があるときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第7条の規定により、速やかにその旨及びその理由を記載した通知書（様式第19号）により当該申請をした者に交付し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めなければならない。

- 2 法第40条の住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の申請が同条各号に掲げる基準に適合しないと認めるときの通知は、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の申請が基準に適合しないと認める旨の通知書（様式第20号）により行うものとする。

(変更の届出)

- 第21条 法第41条第2項に規定する変更の届出は、住宅確保要配慮者居住支援法人に係る指定事項等変更届出書（様式第21号）により行わなければならない。

(家賃債務保証業務の委託)

- 第22条 法第43条第1項に規定する家賃債務保証業務の委託の認可申請は、債務保証業務委託認可申請書（様式第22号）により行わなければならない。
- 2 知事は、同項による認可を行う場合は、債務保証業務委託認可通知書（様式第23号）により行うものとする。
- 3 知事は、同項による認可を行わない場合は、債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書（様式第24号）により行うものとする。

(債務保証業務規程の認可)

- 第23条 法第44条第1項に規定する債務保証業務規程の認可申請は、債務保証業務規程認可申請書（様式第25号）に債務保証業務規程を添えて行わなければならない。
- 2 同項に規定する変更認可申請は、債務保証業務規程変更認可申請書（様式第26号）に変更した債務保証業務規程を添えて行わなければならない。
- 3 知事は、同項による認可を行う場合は、債務保証業務規程認可通知書（様式第27号）、同項による変更の認可を行う場合は、債務保証業務規程変更認可通知書（様式第28号）により行うものとする。
- 4 知事は、同項による認可を行わない場合は、債務保証業務規程の認可を行わない旨の通知書（様式第29号）、同項による変更の認可を行わない場合は、債務保証業務規程変更の認可を行わない旨の通知書（様式第30号）により行うものとする。

(事業計画等の認可)

- 第24条 法第45条第1項に規定する事業計画等の認可申請は、支援業務事業計画等認可申請書（様式第31号）により行わなければならない。
- 2 同項に規定する事業計画等の変更認可申請は、支援業務事業計画等変更認可申請書（様式第32号）により行わなければならない。
- 3 知事は同項による認可を行う場合は、支援業務事業計画等認可通知書（様式第33号）、同項による変更の認可を行う場合は、支援業務事業計画等変更認可通知書（様式第34号）により行うものとする。
- 4 知事は同項による認可を行わない場合は、支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書（様式第35号）、同項による変更の認可を行わない場合は、支援業務事業計画等変更の認可を行わない旨の通知書（様式第36号）により行うものとする。

(指定支援法人の指定辞退)

- 第25条 指定支援法人が、自らのやむを得ない理由により、指定の辞退を行う場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書（様式第37号）に、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る通知書（様式第18号）を添えて知事に提出するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

(申請等の取下げ)

- 第26条 法第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の申請、法第41条第2項に規定する登録事項等の変更の届出、法第43条第1項に規定する家賃債務保証業務の委託の認可申請、法第44条第1項に規定する債務保証業務規程の認可申請、同項に規定する変更認可申請、法第45条第1項に規定する事業計画等の認可申請、又は同項に規定する変更認可申請を行った者は、当該申請等に係る通知書の交付を受ける前に当該申請等を取下げる場合は、申請等取下届出書（様式第38号）により知事に届け出なければならない。

(指定の取消し)

- 第27条 法第50条の指定の取消しの通知は、住宅確保要配慮者居住支援法人の指定の取消しをした旨の通知書（様式第39号）により行うものとする。

(市町への意見聴取)

- 第28条 知事は、法第40条の住宅確保要配慮者居住支援法人の指定をする場合において、必要があると認めるときは、支援業務の対象となる区域の市町長に対し、関係書類を添えて意見を聞くものとする。

第4章 雜則

(身分証明書)

- 第29条 法第33条第2項（法第49条第2項において準用する場合を含む。）に規定する証明書は、身分証明書（様式第40号）によるものとする。

(補則)

- 第30条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年10月25日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成30年4月2日から適用する。

附 則

- 1 改正後の要綱は、平成30年7月10日から適用する。